

令和6年第2回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日（月）
午後2時00分から午後4時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター2階 第1会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（19人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明		
	6 番	坂口 初男	7 番	河本 光晴	8 番	梅山 清春		
	9 番	相川 浩一	10 番	葉山 静子	11 番	本山 光幸		
	12 番	安藤 卓巳	13 番	谷脇 文弘	14 番	山口用一郎		
	15 番	柿田 敏彦	16 番	前田 明代	17 番	中村 和也		
	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造				

5. 欠席委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- | | | |
|----|-------|--|
| 第2 | 議案第4号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 議案第5号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第6号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案第7号 | 西海農業振興地域整備計画に関する意見について |
| | 議案第8号 | 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画
（案）の要請について |
| | 議案第9号 | 非農地通知の対象とすることの決定について |

報告事項 転用事実に関する照会について
農地転用許可不要案件届について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 唯

8. 会議の概要

事務局 只今から令和6年西海市農業委員会第2回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員全員出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長　　今回の議事録署名委員は、3番：山田委員、4番：中尾委員にお願いいたします。

議長　　それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」について説明します。資料1頁は、今回審議していただく許可申請8件の位置図となっています。2頁が1番の議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、詳細の事由は、譲り受け人の経営規模拡大のため農地の集積を図るもので、許可があり次第、贈与により所有権の移転を行うものです。

関係資料は、1頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近近況図、4頁に字図、5頁に現況写真を添付しています。4頁の黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約5分以内のところにあり、露地野菜を栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長　　ただいま説明がありました議案第4号の1番につきまして、5番委員、補足説明をお願いします。

5番　　5番委員です。2月22日に、譲り受け人と面談し、現地を確認いたしました。譲り渡し人とは、お仕事の都合で、電話連絡のみになりましたが、確認は取れています。この地区の囲んであるところは、面高

地区基盤整備の工事予定地に入っており、譲り渡し人はもう畑をする気がないので、譲り受け人に無償で譲りたいということでした。譲り受け人は、新しく基盤整備された土地の配分を受けて、耕作をするということでした。今現在は荒れていますが、工事後はきれいな畑になると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、議案第4号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号の2番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 2番について説明します。7頁が議案書です。今回の申請地は、以前農地法第5条申請で、譲り渡し人の土地をお孫さんに分筆測量し転用を行った際の測量により、本来は譲り受け人の土地であることが判明したため、贈与により本来の地権者に戻すものです。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、許可があり次第、贈与により所有権を移転します。
関係資料は、7頁から11頁までで、1頁に位置図、8頁に付近近況図、9頁に字図、10頁に現況写真を添付しています。9頁の黄色に塗られているところが申請地です。11頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。現況写真を確認して頂ければわかると思いますが、防風ネット内の三角形の土地が今回の土地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で10分以内のところにあり、みかんを栽培しています。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第4号の2番につきまして、17番委員、補足説明をお願いします。

17番 17番委員です。事務局からも説明がありましたように、昨年の11

月に現地確認をした際に、何も問題ないと思っていましたが、土地の測量をするときに、譲り渡し人の土地の角が、ちょっと譲り受け人の土地に入っているが事が判りました。この部分については、譲り渡し人が、快く譲り受け人に譲渡しますという話がついて、面積も大きくなく、すでに譲り受け人が防護ネットを張ってミカンを作っているという事もあり、お互いにそういう話で納得しているようですので、特に問題はないと考えています。以上です。

議 長 ただ今、議案第4号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号の3番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 3番について説明します。12頁が議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、詳細の事由は、永年、賃貸借により耕作を行なっていたが、代替わりし、譲り渡し人より売買の打診があり、今回、許可があり次第、売買により所有権の移転を行うものです。

関係資料は、12頁から16頁までで、1頁に位置図、13頁に付近近況図、14頁に字図、15頁に現況写真、を添付しています。14頁の黄色に塗られているところが申請地です。16頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約5分以内のところにあり、水稻を栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第4号の3番につきまして、17番委員、補足説明をお願いします。

17番 17番委員です。2月22日に、譲り受け人と一緒に現地確認をいた

しました。譲り渡し人には、お電話で話を聞かせていただきました。
16 頁の写真でもわかるように、耕地整備をしたときに、この三角形の
畑 1 枚にできてしまっているようで、もともとはその隣接地も譲り受け
人が作っていました。譲り受け人は会社を定年退職して、今 3 年目で、
お姉さんと一緒に、ミカン作り等の農業をしています。そのお姉さん
から、もう賃貸よりも買いませんかという話があり、この面積で
すが、買うようにしたそうです。耕地整備した後はずっと申請地で田
んぼを作っていたようなので、問題はないと考えています。よろしく
お願いします。

議 長 ただ今、議案第 4 号の 3 番について説明がありました。これより質
疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませ
んか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規
定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可する
ことに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 4 号の 4 番を議題といたします。事務局から説
明をお願いします。

事務局 4 番について説明します。議案書は、17 頁です。申請地の地番・面
積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記
載のとおりで、譲り渡し人は、前所有者より申請地を相続しています。
従前に譲り受け人と前所有者の間で、土地を交換していたもので、譲
り受け人の農地の集積を図るため、許可があり次第、贈与により所有
権の移転を行うものです。

農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、17 頁から 21 頁までで、1
頁に位置図、18 頁に付近近況図、19 頁に字図、20 頁に現況写真を添
付しています。19 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で
す。21 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、
譲り受け人の自宅から車で約 5 分以内のところにあり、水稻を栽培予
定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないこと
から許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上
です。

議 長 ただいま説明がありました議案第4号の4番につきまして、4番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4番委員です。2月22日の木曜日に、私と地元推進委員2名と譲り受け人の4人で、現地確認をいたしました。譲り受け人は前所有者の頃から水稻栽培をしていました。前所有者が亡くなられて、相続されたのが譲り渡し人になります。譲り渡し人は長崎市に在住しており、今後のことを踏まえて、譲り渡し人と譲り受け人で協議をして、贈与することで合意し、手続き関係は行政書士に委託されています。譲り受け人は水稻栽培という事で、高齢ではありますが、水の管理と防除と草刈りを行っています。防除に関しては共同防除、稲刈りは、針尾在住の長女夫婦が、機械を積んで来て手伝っています。息子さん夫婦も同居されており、何ら支障はないかと思われれます。以上です。

議 長 ただ今、議案第4号の4番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号の5番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 5番について説明します。22頁が議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、詳細の事由は、今回の申請地を、譲り渡し人から譲り受け人へ生前一括贈与するものとなっています。譲り受け人の農地の集積を図るため、許可があり次第、贈与により所有権の移転を行うものです。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、22頁から31頁までで、1頁に位置図、23頁に付近近況図、24頁に字図、25頁から30頁に現況写真を添付しています。24頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。31頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約10分以内のところあり、水稻

や露地野菜を栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第4号の5番につきまして、15番委員、補足説明をお願いします。

15番 15番委員です。2月22日に地元推進委員と譲り受け人と私とで、現地でお話をしてまいりました。今回家族間の生前贈与ということで、現状としても、譲り渡し人がかなり高齢で、農地の管理が出来ないような状況で、主に譲り受け人が農地を管理され、水稻・野菜を作っているという状況の中で、今回一括生前贈与という形で、家族間の贈与を行うこととされたようです。贈与後も、これまでと同様に、譲り受け人が耕作を続けるということで、特に問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第4号の5番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号の6番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 6番について説明します。32頁が議案書となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、詳細の事由は、今回の申請地を、譲り渡し人から譲り受け人へ生前一括贈与するものとなっています。譲受人の農地の集積を図るため、許可があり次第、贈与により所有権の移転を行うものです。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、32頁から39頁までで、1頁に位置図、33頁に付近近況図、34・35頁に字図、36頁から38頁に現況写真を添付しています。34・35頁の字図は、黄色に塗られている

ところが申請地です。39 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約 5 分以内のところにあり、露地野菜・みかんを栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 4 号の 6 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

1 6 番 16 番委員です。2 月 24 日に地元推進委員と現地確認をいたしました。譲り渡し人が、息子さんである譲り受け人へ、農地を譲り渡すということで、現在、息子さんは整備工場で働いておられますが、休みの日などはお手伝いをしているそうです。ミカンを植えておられますが、きれいに耕作されており、特に問題ないかと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 4 号の 6 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 6 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、議案第 4 号の 7 番を審議いたしますが、本案は議長である 1 番委員本人が譲り受け人となる案件であり、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、恐れ入りますが審議終了まで退席をお願いします。よって本案につきましては、代理である 2 番委員に議長を務めていただきます。よろしくをお願いします。

《 1 番委員 退席 》

代 理 それでは、議案第 4 号の 7 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7 番について説明します。議案書は、40 頁です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、詳細の事由は、譲り渡し人は、数十年前に県外へ転出しており、譲り受け人はこれまで、申請地を譲り渡し人から借り受けて、ハウスミカンを栽培してきたが、譲り渡し人が今後帰郷する予定もないため、譲り受け人が買い取ることで合意したものです。許可があり次第、売買により所有権の移転を行う予定です。

農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、40 頁から 44 頁までで、1 頁に位置図、41 頁に付近近況図、42 頁に字図、43 頁に現況写真を添付しています。42 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。44 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約 5 分以内のところにあり、ハウスミカン栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。以上です。

代 理 ただいま説明がありました議案第 4 号の 7 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

1 6 番 16 番委員です。本件も 2 月 24 日に地元推進委員と現地確認をいたしました。譲り渡し人は、もう数十年前からずっと県外在住で、先々も故郷に帰って来る予定はないということで、譲り受け人は今ハウスミカンを作っておられますが、そこを買い取る方向で合意しているということで、特に問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。

代 理 ただ今、議案第 4 号の 7 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

代 理 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

代 理 「異議なし」と認めます。よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 7 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

事務局 1 番委員入室してください。

《 1 番委員 着席 》

事務局 ここからは、再度 1 番委員に議長をお務めいただきます。

議 長 続きまして、議案第 4 号の 8 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8 番について説明します。議案書は、45 頁です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、詳細の事由は、譲り渡し人は、永年譲り受け人以外の耕作者に貸し付けていたが、高齢により畑を返却されることとなり、今回近接する譲り受け人へ売買の打診があり、譲り受け人の農地の集積を図るため、許可があり次第、売買により所有権の移転を行うものです。

関係資料は、45 頁から 49 頁までで、1 頁に位置図、46 頁に付近近況図、47 頁に字図、48 頁に現況写真を添付しています。47 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。49 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約 5 分以内のところにあり、ミカンを栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 4 号の 8 番につきまして、18 番委員、補足説明をお願いします。

1 8 番 18 番委員です。2 月 22 日に私と 10 番委員と地元推進委員と譲り受け人とで、一緒に現場確認をいたしました。現場は航空写真で見てお分かりのとおり、譲り受け人の隣の畑になります。それと譲り受け人は、この周辺で手広く熱心にミカン作りをやっておられる、将来有望な人です。事務局からも説明がありましたが、当初譲り渡し人に、申請地の貸借を打診したところ、譲り渡し人はすでに農業をしていないため、買い取りを要望されたという事でした。譲り受け人の隣の畑でもあり、段差もほとんどなく、前の耕作者がきれいに耕作していたため、雑草もそれほど茂っておらず、すぐミカンを植えられるような状態ですので、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 4 号の 8 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございません

か。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 8 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号について説明します。資料 50 頁は、位置図です。資料 51 頁の議案書をご覧ください。申請人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「農業用倉庫及び集荷施設の建設」です。事由の詳細は、農業用倉庫及び集荷施設を建築し、収穫・選果・出荷作業を効率化し、経営・労働環境の改善を図り、併せて直売施設を併設し、販売向上を目指し、経営安定を図るものとなっています。施設は既に建設済みの違反転用案件で、違反転用の簡易手続相当案件として、県の判断がされ、農業振興地域の農用地区域より農業用施設用地に変更されたことを受け、今回の申請となっております。建物の構造は、農業用の鉄骨ハウスを使用した、屋根付き施設で、分筆前の地番より、農業用施設用地部分を分筆測量し確定した面積が、1,290 m²となります。この部分が農業用施設用地となり、残地部分は 772 m²で農用地区域となります。50 頁は、申請地の位置図、52 頁は付近近況図で 53 頁が字図です。53 頁をご覧ください。黄色く塗られたところが今回の申請地です。

資料は、50 頁から 60 頁までで、50 頁に位置図、52 頁に付近近況図、53 頁に字図、54 頁に現況写真、55 頁に航空写真、56 頁に被害防除計画書、57 頁に違反転用にかかる顛末書、58 頁に平面配置図、59 頁に平面図、60 頁に立面図を添付しています。56 頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、土留め工事をする。雨水は自然流下で、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽にて処理し、最終的には、道路側溝に放流するようになっていきます。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための理由として、敷地を舗装し土砂の流出を防止するとなっています。

なお、今後長崎県の許可があり、法務局で登記地目の変更登記がされ、宅地になっても、農業振興地域内の農業用施設用地であるため、今後は農業用施設でなくなれば、農振法・農地法の違反になりかねませんので、注意が必要となります。また、近接する農地については、圃場整備地区の農用地区域でありますので、第 1 種農地と判断されます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 5 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。2 月 23 日に、私と地元推進委員 2 名と申請者の 4 名で話をしてきました。もともと違反転用で、農業用以外で使用されている部分のフローリングを剥がして、農業用以外では今後使用しないという事で、県で簡易手続相当の判断をしてもらった上での今回の申請となったわけですが、現地を確認したところ、フローリングは剥がしたままにしてありました。しかし段差がひどいため、倉庫としては使えないのでは、と個人的に思いました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 5 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

2 番 2 番委員です。19 番委員も若干今後のことを心配されているようですが、地元である 19 番委員をはじめとして、今後農業委員会で見守るようにして、再度違反が発生するようなことがあれば、顛末書が提出されていますから、今度は撤去も辞さないという姿勢で、今回は許可の方向で良いのではないのでしょうか。

19 番 19 番委員です。今後農業用以外で使うとなると、解体して原状回復という事になるかと思えます。私もそうならないように見守りますが、フローリングを剥がした後が、あまりにも段差があるので、倉庫としては使えないのではないか、そのため、将来的に農業用以外の使用も懸念されるところです。

事務局 事務局で、フローリングを剥がしたという連絡を受け、確認に伺った際、私も段差がひどいという事は感じました。ここは今後どのように利用されますかとお尋ねしたところ、現在はもう資金がないためコンクリートを張ったりできないので、利用のしようがないが、先々は、手を入れて梱包資材等の倉庫にするということを言われていました。もし 19 番委員がご心配されるような事態が再度起こるようであれば、全部撤去で原状回復、さらに 300 万以下の罰金、もしくは 3 年以下の懲役という厳しい措置で、そこはもう農業委員会としてきっちりやっていきたいと思えます。

議 長 違反転用の発生から改善策を講じ、県から簡易手続相当の判断を頂いていますので、現時点では見守るしか方法が無いように思われますが、他に意見などございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号について説明します。資料 61 頁が位置図で、62 頁が議案書です。物件の所在は、大瀬戸町多以良外郷字江切前で、畑 1 筆 466 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「一般個人住宅の建築」です。事由の詳細は、申請地は、実家に近接しており、今回許可があり次第、使用貸借権を 35 年間設定し、一般個人住宅を建設するもの、となっています。権利内容は「使用貸借権・35 年間設定」です。63 頁の資料は、付近近況図です。64 頁は、字図です。黄色く塗られたところが今回の申請地で、令和 5 年 6 月総会において、農振農用地から除外されたものです。建物は木造瓦葺平屋建てで、建築面積 125 m²、工期は令和 6 年 4 月から令和 6 年 10 月となっています。

添付資料は、61 頁から 69 頁までで、61 頁に位置図、63 頁に付近近況図、64 頁に字図、65 頁に現況写真、66 頁に航空写真、67 頁に被害防除計画書、68 頁に平面配置図、69 頁に立面図、を添付しています。67 頁の被害防除計画の内容ですが、申請地は概ね平地に近い状況にあるが、若干斜めになっているため、60 cm 程盛土を行い、敷地周囲には小型の擁壁を設置し、周囲に被害が出ないように施工する。雨水は、自然流下で、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、最終的には道路側溝に放流する様にしており、建築工事届けを行う際に、西海市建設課に注水許可申請を行う、となっております。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための理由として、建物の配置状況及び高さを考慮しているので、日照・通風等の被害はない、とのことでした。66 頁の航空写真からも判断できますが、周辺に農地はありますが、山林等で区切られた、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 6 号の 1 番につきまして、11 番委

員、補足説明をお願いします。

1 1 番 11 番委員です。本案は親子間の貸借になります。2 月 22 日に、使用借人である息子さんは仕事で不在でしたので、使用貸人であるお父さんに、電話での確認をしました。使用借人は会社員で、奥さんと子供と市内に住んでいますが、将来的に親の介護を含めて面倒を見るといことで、申請地を宅地化して家を建てるといことになっております。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 6 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。ここで暫時休憩といたします。
《休憩》

議 長 休憩を解いて、会議を再開いたします。議案第 7 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料は、70 頁からです。議案第 7 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」は、西海市農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会に対し意見を求められたものであります。71 頁は、今回西海市長より、農用地からの除外の申請があった、4 件分の位置図で、72 頁は、その調書となっています。

先ず、1 番について説明いたします。資料は 73 頁をお願いします。申請者（土地所有者）は西彼町小迎郷に在住の個人で、西彼町小迎郷字下珍古原の畑、1 筆 1,803 m²を農用地から除外する内容となっています。変更理由は、右下に記載しているとおり、転用予定者は、亡き夫の農地を引き継ぎ、子の助けを借りて農作業に従事していましたが、高齢で農作業が困難となった他、収入も不安定で農業の継続が困難となった。農業後継者もおらず、規模縮小を余儀なくされている。そこ

で今後の生計維持手段として、申請地に賃貸住宅を建築経営することとし、今回農用地からの除外を申請するに至った、とのこと。集合住宅 2 棟 16 戸分を建設予定です。

添付資料は、71 頁に位置図、74 頁に付近近況図、75 頁に字図、76 頁に現況写真、77 頁に航空写真、78 頁に被害防除計画書、79 頁に平面配置図を添付しています。78 頁に戻り、被害防除計画書の内容ですが、盛土を最高 136cm、切土を最高 53cm 行い、擁壁を設け・法面保護を行う。排水については、雨水は溜枡を設置し、水路放流し、汚水・生活雑排水は、下水道に繋ぎ込む。周辺の農地に対し、営農条件に支障を生じさせない措置として、建物の高さを加減することから、被害を及ぼす恐れはない、となっています。79 頁の平面配置図をご覧ください。雨水の排水方向は、青色の矢印で記載し、汚水や生活雑排水の排水方向は緑色で記載しています。申請地は、周囲には、おおむね 500 m 以内に、2 つ以上の公共施設である医療機関や小学校があり、下水道が敷設された地区で、幅員 4 m 以上の国道の沿線にある農地といえますので、第 2 種農地と判断します。

続いて 2 番について説明いたします。資料は 80 頁をお願いします。申請地は、大瀬戸町多以良内郷字道目木の田 2 筆で、合計 4,767 m²を除外する内容となっています。変更の事由は、申請（転用）者は、父親が昭和 56 年頃に農用地（昭和 49 年転用許可済）に建設したスッポン養殖場を昭和 60 年に相続した。平成 6 年に規模拡大のため、隣接する農用地を新たにスッポン養殖場に無断転用し現在に至っている。令和 5 年 12 月 8 日付で県に提出した違反転用連絡票に対し、12 月 20 日付で「簡易手続相当の違反案件の基準」に該当するとの判断があり、転用許可済みの農用地と合わせて、今回 2 筆の農用地からの除外を申し出るものです。

添付資料は、71 頁に位置図、81 頁に付近近況図、82 頁に字図、83 頁に現況写真、84 頁に航空写真、85 頁に被害防除計画書、86 頁に顛末書、87 頁に平面配置図を添付しています。85 頁に戻り、被害防除計画書の内容ですが、現状のまま利用し、擁壁を設ける。養殖場内についてもコンクリート舗装しており、土砂の流出の恐れはない。排水については、雨水は自然流下、汚水、生活雑排水は、付近あります河川に放流、また、ボイラー用重油タンクについては、周囲に防油堤を設置し、河川等への流出を防止している。周辺の農地への営農条件に支障を生じさせないための措置は、建物の高さを加減する。高さ 3.5m。申請地は、周囲を河川、道路、山林に囲まれた孤立した農地であり、養殖場内の構築物は、水槽、稚亀育成用ビニールハウス、作業小屋等であるため、対岸の農地に対して、日照、通風等において、支障は生じない、となっています。82 頁の字図や 84 頁の航空写真をご覧ください。申請地は、先程述べた通り、周囲を河川や山林、道路に囲まれ

た孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。

続きまして、3番について説明いたします。資料は別冊の88頁をお願いします。申請地は、西彼町平山郷字切通シ谷の畑1筆で、1,296㎡のうち573.99㎡を除外するもので、目的は一般個人住宅を建築する内容となっています。変更の事由は、現在申請（転用）者は、妻の実家にて間借り生活を行っているが、子どもの成長に伴い手狭となり、実家に隣接する申請地に一般個人住宅を建築したく、除外を申し出るもの、となっています。

添付資料は、71頁に位置図、別冊89頁に付近近況図、90頁に字図、91・92頁に現況写真、93頁に航空写真、94頁に被害防除計画書、95頁に求積図、96頁に平面配置図、97頁に立面図を添付しています。94頁に戻り、被害防除計画書の内容ですが、現状のまま利用し、防護柵を設ける。申請地は概ね平坦のため、切土盛土は行わず、表土の剥ぎ取りのみで、被害の発生の恐れはない。排水については、雨水は溜枡から水路へ放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、最終的には水路に放流する、となっております。近隣の農地への影響については、建物の高さを4.3m程度に加減する。申請地より一段上がったところに、分筆後の農地が残りますが、それ以外は住宅地であるため、何ら被害を生じる恐れはない、となっています。また、90頁の字図の上部西側のみが農地として残る他は、宅地や道路に囲まれた農地といえますので、第2種農地と判断します。

続きまして、4番について説明いたします。資料は別冊の98頁をお願いします。申請地は、西彼町下岳郷字村河内の原野1筆500㎡で、目的は一般個人住宅を建築する内容となっています。変更の事由は、現在、申請（転用）者の家は老朽化し、異常降雨の際に雨漏りが酷く、また、4世帯同居で手狭となったため、別の場所に建て替えたいと考えていました。このため、子供（孫）の通学にも影響の少ない、下岳地区内で土地の選定を行っていましたが、条件に見合う土地が見つからず、止む無く、今回原野となっている申請地に一般個人住宅を建築したく、除外を申し出るもの、となっています。

本申請地は、既に非農地で登記地目も原野となっており、今回農用地区域の除外の決定があれば、農地法の転用許可申請は不要となります。添付資料は、71頁に位置図、別冊99頁に付近近況図、100頁に字図、101頁に現況写真の撮影方向を図示しています。102頁から104頁までが現況写真、105頁に航空写真、106頁に被害防除計画書、107頁に土地利用計画図、108頁に立面図を添付しています。106頁に戻り、被害防除計画書の内容ですが、盛土切土を行う。盛土は、最高54cm、最低26cm。切土は、最高80cm、最低33cmで、緩衝地を設ける内容となっています。雨水は水路に放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、最終的には水路に放流する。西海市建設課とは協議済み

となっています。また建物の高さを加減することで、周辺農地への営農条件に支障を生じさせないための措置としています。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番の補足説明を、16 番委員にお願いします。

1 6 番 16 番委員です。2 月 24 日に、地元推進委員と一緒に現地確認をいたしました。長屋を建てられる予定という事ですが、現地を確認したところ、79 頁を見てももらえれば分かると思いますが、隣にビニールハウスが建っていますが、境界付近に防風林が高く茂っているため、今既にハウスの入り口の方が陰になっていました。そこに二階建ての建物を建てるとなると、それ以上に高くなり、さらに陰を差すと思われるので、相手側のハウスにかなりの影響が出るように感じました。そこでこの件については、申請者本人にもう一度計画を見直してもらうように言っていますので、今回は承認出来ないような状況でありました。以上です。

議 長 私から補足ですが、2 月 24 日に 16 番委員、それから私(1 番委員)、と推進委員 2 人の 4 名で現地確認をいたしました。この申請地も以前はイチゴハウスでしたが、既に耕作されておらず、荒廃したような状況となっています。ここに二階建てアパート二棟が、中央を駐車場として、両脇に建つということになるわけですが、79 頁の配置図でいきますと北側にイチゴハウスが建っています。それで、この位置にアパートを建てますと、二階建てのアパートですから、このイチゴハウスにかなり日陰を差し、日照不足になるような状況が見込まれますので、これについて申請者へ、日が当たるような状況になるよう、アパート自体をもう少し手前の方にできないのか、また、もう 1 回図面を引き直してもらうよう、事業者と話をしていただけないだろうかという要望をいたしました。ところが本日までにそのような対応が出来ておらず、本総会においても説明が出来ないという事で、再度検討をさせてもらった上で、次回の農業委員会に間に合うように、再度申請をしたいということで、申請者本人から申し出がありましたので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 続きまして、2 番の補足説明を、11 番委員にお願いします。

1 1 番 11 番委員です。80 頁をお願いします。所有者は 23 歳の時に勤めをやめて、実家に帰ってお父さんがされていたスッポンの養殖を引き継いでいます。初めに 2 番の方はお父さんが転用の許可を出しておりまして、新たに平成 6 年に、規模拡大のために、1 番の田んぼに養殖場

を広げています。申請者本人曰く、資金を借りた際に、全部そういう事務的な手続は済ませたつもりでいたらしいですが、それが出されてなかったということが分かりまして、今回2件、一緒に農用地区域の変更ということでお願いしたいということになっています。本人も、お会いしたときに、迷惑をおかけしたということで、顛末書をつけてもおりますし、ひどく反省をしております。ただもう現状でスッポンの養殖を行っておりますので、このままの状態が続けていきたいということでした。84頁の航空写真で分かるように、申請地の川を挟んだ対岸に水田が3枚ほど写っています。そこが1番近いところで、周りには耕作された農地がありませんので、何ら問題がないと思われます。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、3番の補足説明を、3番委員にお願いします。

3 番 3番委員です。申請者本人とはお会いすることが出来ずに、電話確認のみになりました。本日、地元推委員2名と私と3名で現地を確認いたしました。現地は、何年間も耕作されていない状況にも感じました。また、ゴロタ石等が散乱をして、周囲は、先ほど事務局からも報告がありましたように宅地化が進んでいます。コンサルタント会社の方とも、電話で確認を取りましたが、被害防除対策として、写真①を見ていただきますと分かると思いますが、現在間借りをしているのが、奥の2階建ての家で、その裏側の敷地に、今回申請をされており、溜枡は写真①で確認しますと、敷地の左端に設置をする予定だそうです。事務局からも説明ありましたが、雨水・生活排水に関しての側溝は現在、確認は出来ておりますが、建設課との協議については、まだ私の方には申請者からの報告はあっておりません。以上、説明とします。

議 長 続きまして、4番の補足説明を、19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。先般、2月23日に、地元推進委員2名と申請者と私の4人で現地確認をいたしました。現在お住いの家が雨漏りがひどく、隣接する申請地に家を建てたいという事でしたが、周囲を見ても影響があるような農地はなく、問題ないだろうという皆さんの意見でした。以上です。

議 長 ただ今、議案第7号についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。1番につきましては、審議を先送りするということになりますが、2番・3番・4番につきましては皆さんから何かご意見等ございませんでしょうか。

2 番 3 番についてですが、下水に関してまだ建設課との話がついていないという事ですが、これはきちんと報告があつてからの承認という事ではダメなのですか。

事務局 事務局です。担当課を通して提出された申請書には、古い様式の被害防除計画書が添付されていまして、「河川管理者等との協議内容」について記載する部分がありませんでしたので、担当課を通して正式なものを再提出するように伝えてあり、後ほどそれと差し替える予定です。

議 長 他に質問等ありませんか。

1 8 番 18 番委員です。1 番の小迎地区の案件は審議が先送りになりましたが、この地区は、最近よくアパートが建っています。農地の近くに建てるという場合に、以前も周辺農業者との事前の協議が無いことが問題となった案件もありましたように、そういう協議をして了解を得てから、総会に議案として上げるようにしてもらえれば、先送りとかそういうことはなくなると思います。特に小迎地区はアパートがよく建っており、こういったケースがだんだん増えてくると思いますので、よろしくお願いします。

事務局 事務局です。ただいまのご意見ですが、1 番の案件につきましては、事務局としましても、担当課から議案として上がって来て、現地の状況を確認した際に、周囲の同意書が無いと、総会で否決される可能性が強いという事を伝えました。結局、そういった同意書のないまま総会を迎えましたので、今回の審議先送りという結果は、やむを得ないと感じております。今後につきましては、近接する農地への影響が懸念される場合には、担当課との連携を密にし、周辺農業者との事前の協議を徹底させたいと、議案として上げていきたいと考えています。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。他にご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案の 2 番から 4 番について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 7 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」の 2 番から 4 番につきましては、「意

見なし」とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 8 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」ですが、本議案には、19 番委員本人が受け手となる案件が含まれており、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、恐れ入りますが審議終了まで退席をお願いします。

《19 番委員 退席》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 109 頁をお願いします。議案第 8 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。資料は 109 頁から 117 頁までです。110 頁は、今回の要請分の集計表となります。今回は、4 人が借り入れる分であり、要請する物件は、合計で 23 筆、面積 25,043 ㎡です。111 頁をご覧ください。受け手・借り手は 4 人で、農地の所在は真ん中に記載しています。その右に、地目・面積が記載され、その右横に、新再区分の記載がありますが、「新」が、新規で、「再」が再設定となります。一番右の備考欄に AtoA と記載された分は、出し手（貸し手）と受け手（借り手）が、同一の人物です。番号 12 については、一部借り入れとなっており、その部分についての資料は、113 頁の航空写真を添付しています。また、受け手（借り手）の 4 人の経営状況については、114 頁以降にそれぞれ記載しており、作付け予定作目等を手書きで記載しています。各筆の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 1 番と 2 番の補足説明を、16 番委員をお願いします。

16 番 16 番委員です。出し手は、年齢的にも農作業をする意思は無く、また家族も今後耕作する予定がないということなので、貸し出す方向で、受け手に了承したという話を聞きました。周りに影響があるような土地ではなく、約 5 反近くの広い畑を、受け手が借りてミカンを栽培するという事で、別に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお

願います。

議 長 続きまして、3番から8番の補足説明を6番委員にお願いします。

6 番 6番委員です。2月23日に、受け手のご主人立会いのもと、地元推進委員2名と私とで立会いをしました。以前は7番・8番の出し手が3番から6番の出し手の畑を借りて栽培管理をしていましたが、健康上の理由から、もう管理が出来ないということで、3番から6番の出し手と親類関係でもある受け手が、今後6筆全部を栽培していくということになったそうです。他にも農地を借りて規模拡大して農業を続けていくということですので、まずもって問題はないと思います。以上です。

議 長 続きまして、10番と11番の補足説明を7番委員にお願いします。

7 番 7番委員です。この案件2筆とも、再更新案件でありまして、2月22日に、受け手本人立会いのもと、現地を確認させていただいたところ、間違いなく水稻の栽培をしておられました。今後も耕作していく意思を確認しておりますので、問題ないと判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、12番から23番の補足説明を11番委員にお願いします。

1 1 番 11番委員です。受け手は、市外の出身で、平成20年に大瀬戸町に移住をしております。ここ5年近く、針尾のミカン農家で仕事をしておりました。出し手は、お1人で農業をしておられ、ハウスビワや水稻も結構手広くやられており、ミカンを縮小したいという考えを持っている中に、そういう話が来て、今回、貸すという事になっています。先ほどの航空写真で、113頁の赤のところは、今度受け手が借りる部分で、その下に白く写っているところは、もうミカンを植えていたが、ここだけ出し手が管理するという事でした。所在地の小字が違う20番から23番には、もともとネットが張られていたが、今はもう何もなくて荒れていますので、そこに原口を新たに植え付けるということでした。小さい面積のところは、今も雑柑が植わってまして、それはそのまま引き継ぐということした。ただ何も農機具関係を持っていませんので、新規就農ということで補助金を活用して、今後ミカンの栽培を行っていくという事でした。以上です。

議 長 ただ今、それぞれ補足説明を頂いた中で、9番のみまだ説明がされていけませんので、19番委員に一旦入室していただき、説明をしていた

だいた後、審議終了まで再度退出願います。

《19 番委員 入室》

19 番 19 番委員です。9 番の受け手ですが、年も若く、現役バリバリで夫婦で頑張っておられますので、この受け手に関しては間違いないように思います。以上です。

《19 番委員 退席》

議 長 ただ今、議案第 8 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 8 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。19 番委員、入室してください。

《19 番委員 入室》

議 長 続きまして、議案第 9 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 申出分の非農地の資料は、118 頁から 149 頁までです。議案第 9 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分について説明いたします。

今回審議いただく、申し出分の対象地は、

1 番～4 番 西彼町 1 件・ 4 筆（資料は、118～129 頁）

5 番～9 番 大島町 1 件・ 5 筆（資料は 118・119・130～136 頁）

10 番 西海町 1 件・ 1 筆（資料は、137～139 頁）

11 番～13 番 西彼町 1 件・ 3 筆（資料は 118・119・140～149 頁）

合計 4 件（人）・13 筆 6,770.00 m²、となっています。

今回の申出分の対象地は、狭小地の農地、畑の真ん中に大木が生えている農地、永年耕作放棄して雑木等が生い茂り、山林原野化しているもの等、事務局として特に支障はないと判断しております。参考ま

でに現況写真をご覧ください。今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1番から4番の補足説明を、9番委員にお願いします。

9 番 9番委員です。説明いたします。先月、事務局から案内がありまして、今回に至っております。まず、資料に基づきまして、当地は大村湾に面する風早という地区にありますので、地元の推進委員と、1月15日に現地確認を行いました。最初に申請地1番は、写真でもご覧のように、別の方の宅地と隣接しており、また長年作付もされていない様子で、カキの木やビワの木もありまして、ここを農地に戻すというのは、相当な機械力を入れないと難しいのではと思って判断をいたしました。それから、2番・3番は、写真でもご覧のように、双方の山が差しかかってきておりまして、写真では非常にきれいに映っていますが、冬場の時期は、ほとんど日が当たらない状況でありますし、現況では、土地の奥の方には、近くの整備工場の方が一時的に車を駐車するのを、地主の方も了承しておられるようです。それから、申請地4番は、写真でもご覧のように、小さい川が通っており、恐らく水害とか、そういった大雨が降ったときにはかなり土砂等が入り込む状態でありますし、前の2番・3番、それと4番については、現在もイノシシの罠を設置してあるような環境でありまして、やはり4筆とも、どうしてもこれは農地として稼働するのには相当な労力を要し、あるいは努力をしないと維持が出来ないのではなかろうかと思われるような状況でありますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、5番から9番の補足説明を、2番委員にお願いします。

2 番 2番委員です。2月24日に、地元推進委員と現地確認をいたしました。申請者はかなり高齢でありまして、畑はたくさんありますが、ほとんどお1人でされてるということで、使ってる畑は残したいけど、使えない畑、手が回らない畑は非農地にしたいという申出がありまして、現地確認をいたしました。136頁の航空写真で8番・9番の方が山手になりますが、まず8番につきましてこれはもう長年耕作されておらず、荒れた状態でありました。9番に関しては、先ほど事務局からも説明がありましたように、道路沿いではありますが、幅1mぐらいしかなく、中には電柱も立っており、今現在は、近所の方がアジサイを植えておられ、石も多く、畑に戻すことはちょっと難しいという状況でした。5番につきましては、ここも耕作放棄地になっていまし

て、今現在、隣接地も宅地になっており、ここを非農地にしても、問題ないと判断しました。次に7番につきましては、手前に家が建っていて、この家に1番近いところでも、木がかなり生い茂っていますので、畑に戻すことはちょっと難しいだろうということです。それと申請地6番は、狭小地である上に、近所の方が勝手に駐車場として使っているようで、もう畑には戻せないと思われ、非農地にするのは問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、10番の補足説明を、17番委員にお願いします。

17番 17番委員です。申請地は、北小学校から養豚場の方に向かったところにありまして、2月23日に地元推進委員と現地確認をいたしました。面積は3反程もあり、昔はミカン畑がいっぱいあったところではなかろうかと思いましたが、今現在は雑木が生い茂っていました。航空写真で見ると、草原のように見えますが、実際行って見ますと木が生い茂っていますので、申請通りでお願いしたいと思います。以上です。

議 長 続きまして、11番から13番の補足説明を、3番委員にお願いします。

3 番 3番委員です。本日、地元推進委員2名と現場を確認いたしました。申請地3か所のうち、11番は幅も狭く、狭小地でありました。また、法面の崩落が若干起こっており、道路に滑ってきている状況です。それが145頁の写真になります。申請地12番は、146頁の写真になります。この下側の写真で、右下に瓦葺き屋根が見えますが、宅地の裏になる場所で、宅地から高低差で約5mあり、取り付け道路もなく、この法面を人が上り下りするぐらいの農地になっています。申請地13番は、申請者の自宅から少し離れている場所にありますが、入り江の湾に向けて、周囲より一段低い土地になっています。また雑木が大きく茂っており、また周囲の大木に遮られた土地となって荒廃化していました。いずれの3か所も高齢のご夫婦2人が、その他の農地とともに管理をされていますが、非常に危険な状態の土地であると思われました。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、議案第9号の申出分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 9 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分 1 番から 13 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 9 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料は、150 頁からです。議案第 9 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分について説明いたします。今回は、1 月 15 日から 2 月 14 日まで受け付けた分を審議していただきます。大瀬戸町の物件が 1 件 1 筆 4,618 m²です。資料は、151 頁に位置図、152 頁に航空写真配置図、153 頁に航空写真を添付しています。

今回の対象地は、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。また今月分の、非農地通知の対象は、同意書・申出分の合計、14 筆 11,388 m²になります。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 9 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 それでは、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 9 号の同意書分 1 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について、事務局お願いします。

事務局 引き続き、報告事項について説明を行います。資料は、154 頁をお願いします。「報告事項 1 農地の転用事実に関する照会について」を説明いたします。今回は長崎地方法務局佐世保支局より令和 6 年 1 月 22 日付け（同月 24 日受付）で照会があった件です。所在地番は、西彼町白崎郷字太尾向の畑 3 筆で、合計 786 m²です。場所は、転用者の自宅

付近の土地でした。現地調査については、令和6年2月1日9時から19番委員、地元推進委員2名、行政書士、事務局2名で現地確認をしました。現地で、行政書士より概要の説明を受けました。

資料は156頁が付近近況図、157頁から159頁が現地確認時の写真、160頁が航空写真です。現地確認後の令和6年2月2日に、法務局へ資料のとおり郵送により回答しました。

次に「報告事項2農地転用許可不要案件届について」を説明いたします。今回は、電線張替に伴いドラム場設置のため、九州電力送配電株式会社長崎支社より提出がありました。物件の所在地は、西海町中浦北郷字椎ノ木の畑で、地積3,731㎡のうち所要面積は413㎡です。目的は面高瀬戸線電線張替工事（七釜地区）に伴うドラム場（電線の巻き取り機械）の設置のためで、工事期間は届出から同年8月20日までとなっています。

添付資料は、154頁に位置図、162頁に付近近況図、163頁に字図、164頁に現況写真、165頁が航空写真、166頁が被害防除計画書、167頁から169頁までが工事概要図、170頁が平面図となっています。166頁に戻り被害防除計画書の内容ですが、現状のまま使用する。排水は自然流下する、となっております。ドラム設置時は、プラスチック板を下部に敷設し、工事終了後は撤去することとなっています。報告事項の説明は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日時 令和6年3月28日(木) 午後2時00分から

場所 長崎西彼農業協同組合北部営農経済センター（西彼町小迎郷）
2階会議室

代 理 これをもちまして令和6年西海市農業委員会第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 6 年 2 月 26 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人